

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月町田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）第5条の3に規定する時間外勤務代休時間、同条例第6条に規定する休日及び同条例第6条の2に規定する休日の代休日で、特に勤務を命ぜられていない場合並びに同条例第7条の規定により年次休暇を与えられた場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第 2 条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、<u>又は活動することができる。</u> (1) 略 (2) <u>町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 33 年 10 月町田市条例第 46 号)第 5 条の 3 に規定する時間外勤務代休時間、同条例第 6 条に規定する休日及び同条例第 6 条の 2 に規定する休日の代休日で、特に勤務を命ぜられていない場合並びに同条例第 7 条の規定により年次休暇を与えられた場合</u> (3) 略	(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第 2 条 職員は、<u>次の各号に</u>掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、<u>または活動することができる。</u> (1) 略 (2) <u>町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 33 年 10 月町田市条例第 46 号)第 6 条の規定による休日、休暇日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</u>及び同条例第 7 条の規定により年次有給休暇<u>を与えられた場合</u> (3) 略